

岩手県農福連携応援ワークについて

岩手県では、障がい者の就労機会の拡大と社会参加の促進、農林水産業における働き手の確保を図るため、障がい者就労支援事業所（以下「事業所」という。）を利用する障がい者が農林水産分野の作業に従事する「農福連携」の取組を推進しています。この取組の一つとして、新たに「岩手県農福連携応援ワーク交付事業」を実施することとしましたので、お知らせします。

1 「岩手県農福連携応援ワーク」の概要

農福連携に取組んでいる事業所の活動を県民・消費者に知っていただき、事業所の農福連携の活動を応援する気運を醸成するため、農福連携により生産された製品に貼付・印字できる「農福連携応援ワーク」（以下「応援ワーク」という。）を作成し、申請のあった事業所に交付する。

応援ワークのデザインについては、8月8日から9月9日まで公募し、県内外から応募のあった23作品の中から「岩手県農福連携協議会」において選定した。

2 応援ワークの交付要件（案）

応援ワークは（1）の製品が（2）の要件を全て満たす場合に使用できることとする。

（1）対象となる製品

農林水産物（農産物、水産物、畜産物、特用林産物等）又はそれを使った加工品（以下「農林水産物等」という。）

（2）要件（次のア～ウの要件を全て満たす場合に交付）

ア 岩手県で生産又は収穫された農林水産物等であること

イ 次の①～⑤のいずれかの方法により生産された製品であって、事業所を利用する障がい者が生産、加工又は出荷のいずれかに携わった商品であること

① 事業所が農林水産業者の助言を得て自ら生産又は加工したもの

② 事業所が工程の一部又は全部を農林水産業者から受託したもの（例：施設外就労）

③ 障がい者を雇用して従事させたもの（就労継続支援A型事業所に限る）

④ 県内の農林水産業者等から調達した原料で生産したもの

⑤ 事業所が農林水産業者と共同で開発したもの

ウ 既に販売している又は販売を予定している製品であること

3 使用の手続き（申請受付は10月中旬から）

ア 応援ワークの使用を希望する事業所は、県障がい保健福祉課に申請する。

イ 県は内容を審査し、承諾を決定した際に応援ワークのシール及び電子データを交付する。

ウ 事業所は、承諾を受けた商品にシールを貼付するほか、事業所において電子データを使用して包装紙を作成する等行うことができる。

4 県民・消費者への周知

ア メディアの活用（報道機関への投げ込み、県政番組での紹介）

イ 県ホームページでの紹介（ワーク取得商品一覧を掲載）

ウ 農福連携マルシェ（11月末、1月中旬）等でプレート（応援ワークの説明）を掲示

